

## 議案第 39 号

### 羽生市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、羽生市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第 2 条 羽生市農業委員会の委員の定数は、10 人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 羽生市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、14 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(羽生市農業委員会の選挙による委員定数条例の廃止)

2 羽生市農業委員会の選挙による委員定数条例（昭和 29 年条例第 22 号）は、廃止する。

(羽生市農業委員会の選挙による委員定数条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間の農業委員会の委員の定数は、なお従前の例による。

(羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 羽生市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表中	農業委員会	会長	月額	49,200円
		会長代理	月額	40,500円
		委員	月額	34,900円

を	農業委員会	会長	月額	49,200円	に改 月額報酬のほか年額報酬としてその活動に応じ予算の範囲内で市長が定める額
		会長代理	月額	40,500円	
		委員	月額	34,900円	
	農地利用最適化推進委員	月額	34,900円		

める。

平成29年9月4日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明